

巻頭言 疫学研究に関する倫理指針の施行と健康増進法の成立

大島 明

地域がん登録全国協議会理事長

かねてから本ニュースレターなどでお知らせしてきた「疫学研究に関する倫理指針」(以下「指針」という)が6月17日の官報に告示され、あわせて、同日付で大学の長や都道府県知事はじめ関係機関の長に対して、文部科学省研究振興局長と厚生労働省厚生科学課長の連名で、通知がなされました。「指針」の通知には、別添3として「疫学研究に関する倫理指針とがん登録事業の取扱いについて」という文書が付されています。この「指針」は既に7月1日から施行されています(これらの文書は厚生労働省の下記のホームページから見る事が出来ます。 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>)

各地域がん登録室におかれましては、この「疫学研究に関する倫理指針とがん登録事業の取扱いについて」に沿って、必要な手続き、手順を進めてくださいますよう、お願いいたします。既にこれらの手続き、手順をクリアしている登録室も多いかと存じますが、このことにつきましては府県の担当者と改めてご確認ください。また、まだクリアしておられない場合には、クリアするべく作業を早急に進められますよう、お願いいたします。

皆様ご承知のとおり、がん対策を企画立案し、評価・モニタリングする上で、地域がん登録事業は必須の仕組みであります。がんの部位別パターンが大きく変化し、肺がんや肝がんのような難治がんであっても1次予防が可能ながんが増加しているにもかかわらず、わが国のがん対策が、1960年代はじめの胃がんと子宮頸がんががん死亡の約半数を占めていた頃の対策の延長線上である「早期発見・早期治療」至上主義からなかなか政策転換を図ろうとしなかったのは、地域がん登録からの実態把握・将来予測やがん対策の評価に関する情報発信が軽視されたことに、そのひとつの理由を見出すことができるのではないのでしょうか。

昨今の個人情報保護法制定への動きの中で、地域がん登録事業は本人の同意をとらないでデータを収集し、利用する疫学調査の典型例としてマスメディアでしばしばとりあげられ論じられてきました。しかし、このようなプライバシー権に対する関心の高まりの中においてこそ、地域が

賛助(寄付)団体(敬称略、順不同)

(財)日本対がん協会	(財)大阪対ガン協会
明治生命保険相互会社	日本生命保険相互会社
第一生命保険相互会社	
アメリカンファミリー生命保険会社*	
(財)大同生命厚生事業団	総務省郵政企画管理局
三共株式会社	アストラゼネカ株式会社
富士レビオ株式会社	日本ロシユ株式会社(関西)
伏見製薬株式会社	大鵬薬品工業株式会社
エーザイ株式会社	日本ワイズレダリー株式会社
堀井薬品工業株式会社	大塚製薬株式会社
塩野義製薬株式会社	ノバルティスファーマ株式会社*
シェリング・プラウ株式会社	日本ロシユ株式会社(本社)
ファルマシア株式会社*	
株式会社ウイツ	(*印は2口)

ん登録事業の必要性に関して広く国民に理解を求め、プライバシー権と公益のバランスをどうとるかにに関して議論することが必要であると考えます。このような努力を通じてはじめて、国民の理解のもと、多くの先進諸国と同様に、地域がん登録事業を法的裏づけのある事業として整備し、地域がん登録からの精度の高い情報をがん予防対策の政策決定の基盤として位置づけ、さらに一層公衆衛生の向上に役立てることが出来ると信じています。

なお、7月26日に医療制度関連法の一環として国会を通過して成立した「健康増進法」の第16条では「国および地方公共団体は、がん、循環器病その他の生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない」としています。さらに具体的には、国立がんセンターにがん予防・検診研究センター(仮称)を新設し、この情報部門の重要な機能のひとつとして記述疫学的データの収集・整理にあたる予定との情報にも接しています。ようやく国が、他の先進諸国と同様に、地域がん登録事業におけるその役割を果たすための第1歩を踏み出したものと大いに期待しています。

目次

巻頭言	1	IACR 報告	4
賛助団体紹介	1	第11回総会研究会案内	5
がん罹患調査	2	編集後記	6
CONCORD 他 報告	3	関連学会一覧	6